

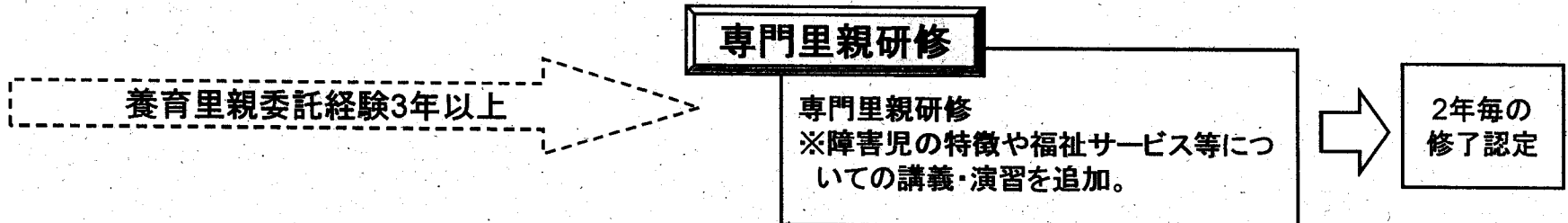
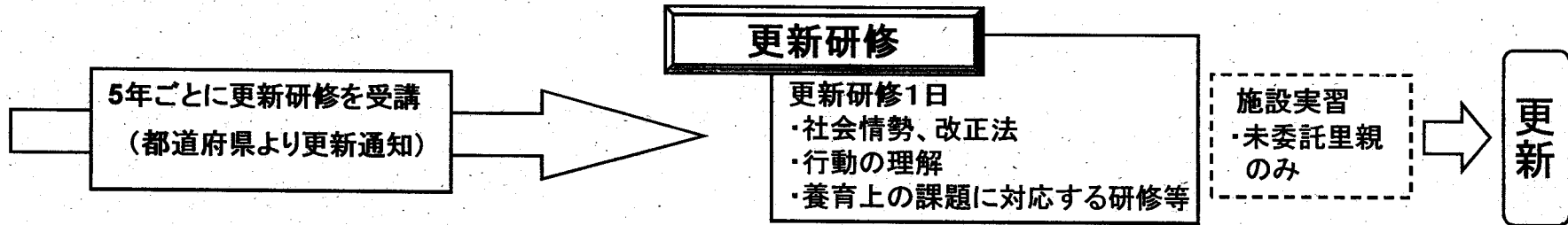
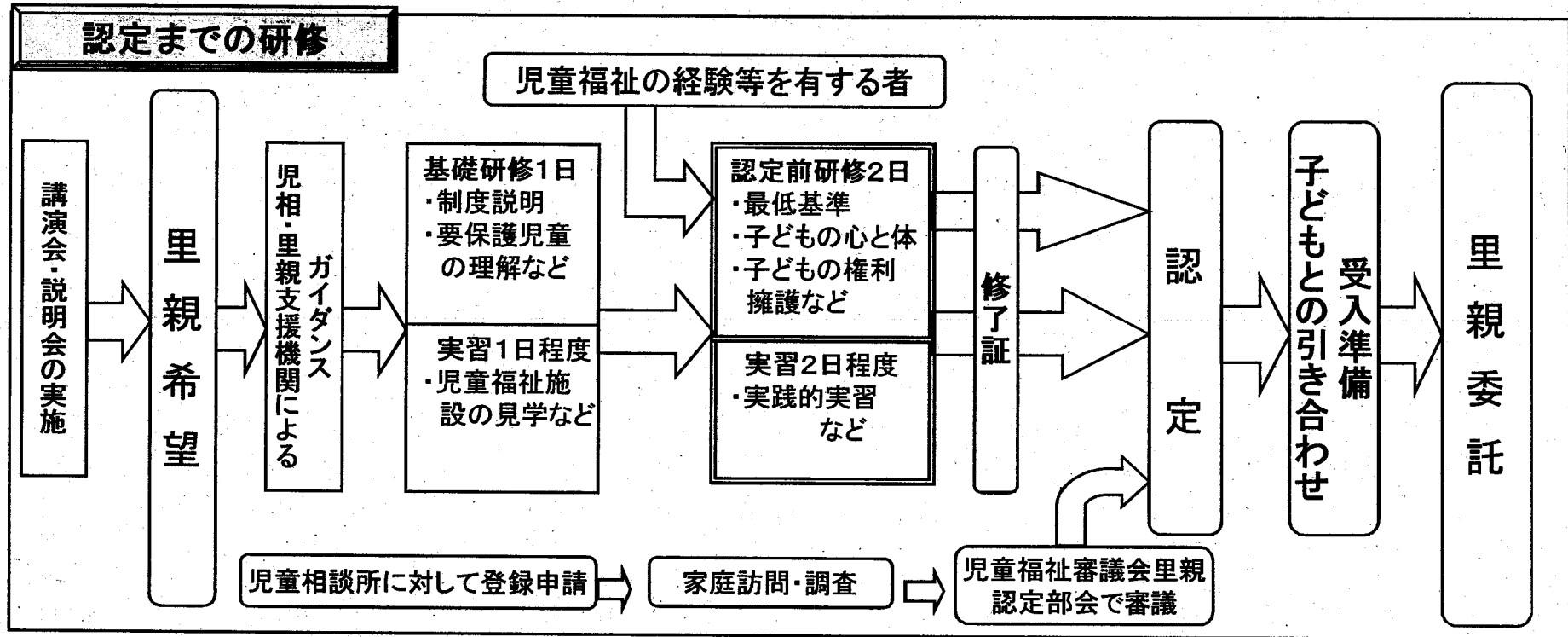
(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等

里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6	

里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	1	
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	1	
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	
里親委託推進事業(経過措置)		15								
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	

(5) 里親研修の充実 ~養育里親の研修と認定の流れ~



(参考) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
<p>(1) 基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 	<p>①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する</p> <p>②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）</p> <p>③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）</p>	<p>1日 + 実習1日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅰ</p> <p>②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）</p> <p>③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）</p> <p>④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）</p> <p>⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）</p>
<p>(2) 認定前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される 	<p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p>	<p>2日 + 実習2日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）</p> <p>②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）</p> <p>③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）</p> <p>④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）</p> <p>⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）</p> <p>⑥里親養育上の様々な課題</p> <p>⑦児童の権利擁護と事故防止</p> <p>⑧里親会活動</p> <p>⑨先輩里親の体験談・グループ討議</p> <p>⑩実習（児童福祉施設、里親）</p>
<p>(3) 更新研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する 	<p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p>	<p>1日程度</p> <p>※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要</p>	<p>①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正)</p> <p>②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解)</p> <p>③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点)</p> <p>④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)</p>

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 (児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県 児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- **認定、登録に関する事務**
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- **委託に関する事務**
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- **里親指導等**
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- **その他**
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- **里親委託の解除**
 - ・委託解除の決定

(6) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる等

○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし等

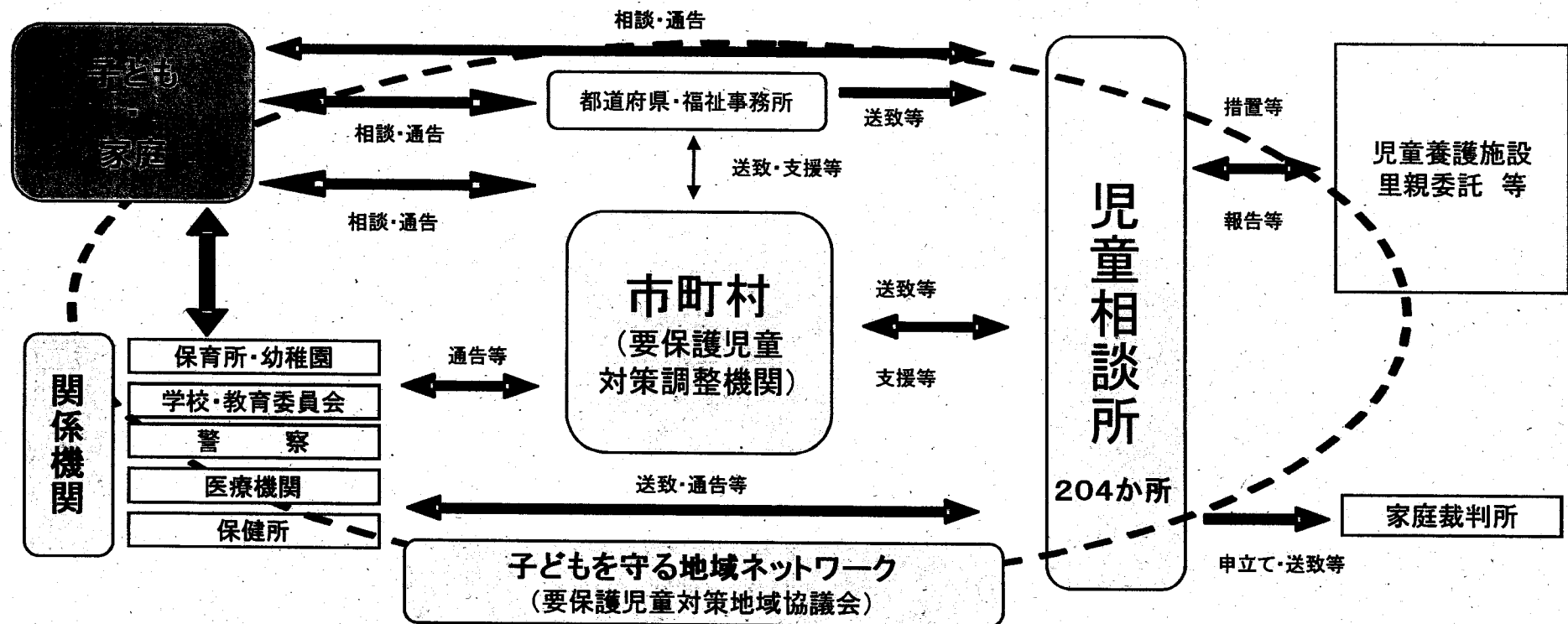
(各都道府縣市へのアンケート結果より)

9. 市町村における要保護児童対策

○平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。

- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



10. 社会的養護の充実のための取り組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
 - より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
 - 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
- ⇒当面の課題や将来像について、厚生労働省の検討委員会において検討

第1回 社会的養護における 「育ち」「育て」を考える研究発表会

テーマ：子どもの歩みをつなげる養育・支援
「育てノート」の作成

本研究会は、社会的養護関係者・関係団体が一堂に会し、社会的養護の下で暮らすすべての子どもの「育ち」「育て」について、種別を超えて検討する研究会です。

子どもの「育ちのみちすじ」を記録し、その歩みをつなげていくために本研究会で作成した「育てノート」を紹介するとともに、つながりのある「育ち」「育て」について考えるシンポジウムを開催します。

- 主催：社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会
- 日時：3月5日（土）13：00～17：30（受付12：00～）
- 会場：国立武蔵野学院 講堂（東川口駅徒歩20分）
- 参加者：社会的養護関係者など 約200名（申込み先着順）
- 参加費：無料
- プログラム

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 研究会設置の趣旨説明 | 国立武蔵野学院長 | 相澤 仁 |
| 2. 「育てノート」作成についての説明 | | 事務局 |
| 3. 「育てノート」の紹介 | 小鳩乳児院施設長 | 山本 朝美 |
| 4. 「育てノート」のモデル実施の報告 | 里親
児童養護施設
母子生活支援施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設 | 松山 清
八楽児童寮
倉明園
嵐山学園
誠明学園 |
| 5. シンポジウム 「育てノート」の活用について
～つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して～
シンポジスト | 日向ほっこ代表
八楽児童寮施設長
大阪府里親
山梨大学准教授 | 渡井 さゆり
太田 一平
渡邊 守
酒井 厚
影山 孝
芳賀 英友
村井 美紀 |
| コメンテーター | 東京都児童相談センター課長
同仁会児童家庭支援センター | |
| 司会 | 東京国際大学准教授 | |

- 参加申込み：ご希望の方は、氏名・所属・連絡先をEメールにて下記事務局宛にお申込み下さい。（詳しくは国立武蔵野学院ホームページに掲載）

事務局：国立武蔵野学院・調査課 河尻 恵
E-mail: sodachisodate@musashino.go.jp
さいたま市緑区大門1030 国立武蔵野学院
TEL：048-878-1260 FAX：048-878-1244

- ※ 児童福祉施設（児童自立支援施設）内での開催のため、児童の生活を守る上で、次の点にご留意下さい。
 - ・車での来院はご遠慮下さい。
 - ・会場以外の敷地内への立ち入り及び写真撮影はご遠慮下さい。
 - ・院内での喫煙は禁じられています。

社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会
～つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して～

国立武蔵野学院

1. 設置の趣旨

現在、社会的養護においては、施設や里親、児童相談所等各種別間の連携や意思統一が十分とは言えない状況にある。そのため、社会的養護の下で暮らす子どもに対し、必ずしも関係機関の連携・協働に基づいた最適の養育環境が与えられ、子どもがつながりのあるみちすじを主体的に歩むことができているとは言い難い状況がある。

これを踏まえ、社会的養護の下で暮らすすべての子どもの、つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して、各関係団体が十分な協働・連携のもと、ケアの質の強化を図るための継続的な検討を実施していく場が必要であることから、社会的養護関係者からなる本研究会を国立機関である当学院に設置するものである。

2. 主催、開催

国立武蔵野学院

3. 委員等の構成（委員名簿参照）

(1) 社会的養護関係団体から派遣された者（各1名）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 全国児童養護施設協議会 | ⑦ 全国自立援助ホーム連絡協議会 |
| ② 全国乳児福祉協議会 | ⑧ 日本ファミリーホーム協議会 |
| ③ 全国母子生活支援施設協議会 | ⑨ 全国児童家庭支援センター協議会 |
| ④ 全国情緒障害児短期治療施設協議会 | ⑩ 全国児童相談所長会 |
| ⑤ 全国児童自立支援施設協議会 | ⑪ 社会的養護当事者（日向ぼっこ） |
| ⑥ 全国里親会 | |

(2) 学識者（5名程度）

(3) オブザーバー（厚生労働省）

(4) 事務局（国立武蔵野学院）

4. 検討内容

社会的養護の下で生活するすべての子どもの養育に共通する理解・認識を深め、つながりのある主体的な子どもの健やかな歩みを保障するため、各種別に共通する養育面の課題を検討し、その課題を踏まえ、毎年度テーマを掲げて具体的な養育・支援のあり方について研究する。

【平成22年度テーマ】

「子どもの歩みをつなげる養育・支援について ～育てノートの作成～」

5. 開催日程

平成22年度以降、年2～3回の全体会議を開催し、その後必要に応じて小委員会毎に検討・作業を行い、毎年度末までに検討した内容について発表する機会（発表会など）を設ける。

(別紙)

委員名簿

団体（機関）名	所属	氏名
全国児童養護施設協議会	八楽児童寮施設長	太田 一平
全国乳児福祉協議会	小鳩乳児院施設長	山本 朝美
全国母子生活支援施設協議会	仙台市社会事業協会事務局長	菅田 賢治
全国情緒障害児短期治療施設協議会	嵐山学園副園長	福田 孝
全国児童自立支援施設協議会	東京都立誠明学園生活係長	山澄 正康
全国里親会	大阪府里親（IFCO 理事）	渡邊 守
全国自立援助ホーム連絡協議会	憩いの家	三好 洋子
日本ファミリーホーム協議会	陽気ぐらしの家 わかさ	若狭 一廣
全国児童家庭支援センター協議会	同仁会児童家庭センター SW	芳賀 英友
全国児童相談所長会	東京都児童相談センター課長	影山 孝
社会的養護当事者団体	日向ぼっこ代表	渡井さゆり
東京国際大学	人間社会学部准教授	※村井 美紀
日本社会事業大学	専門職大学院准教授	宮島 清
関東学院大学	文学部准教授	澁谷 昌史
山梨大学	教育人間科学部准教授	酒井 厚
埼玉県立小児医療センター	精神科医長	星野 崇啓
[オブザーバー] 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	家庭福祉課 児童福祉専門官	森泉摩州子
[主催者事務局] 国立武蔵野学院（国立武蔵野学院附 属児童自立支援専門員養成所）	院長（養成所長） 調査課長（養成所副所長） 調整係長	相澤 仁 奥山 隆 河尻 恵

※は委員長